

かみす地域クラブ 団体認証基準：以下の項目の「全部を満たすこと」を条件とする。

- 1 『神栖市部活動の運営方針（令和5年2月改訂版）』（令和5年2月神栖市教育委員会発出）に準じた活動時間を設定する
- 2 当クラブ規約および『学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン』（令和4年12月27日スポーツ庁・文化庁発出）の「Ⅱ新たな地域クラブ活動」、『茨城県地域クラブ活動ガイドライン』（令和5年2月茨城県教育委員会発出）を理解し、遵守する
- 3 クラブ規約・運営方針の内容を記した書面を提出する
- 4 指導者研修の実施計画を作成、提示し、実施する
- 5 適切に会費の徴収や処理を実施する
- 6 活動報告書や会計報告書を提出する
- 7 生徒・指導者共に必要な保険を手配、加入する
- 8 団体内におけるトラブル（生徒間、保護者間等）について看過することなく対処する
- 9 神栖市地域クラブ統括管理団体事務局の相談窓口が相談を受け付けた際には、事務局と連携して対応する
- 10 神栖市地域クラブ統括管理団体事務局と随時連絡が取れる担当者を配置する
- 11 指導者の情報（氏名等）を開示する
- 12 各活動において、適切に出欠等の確認を実施する
- 13 各活動における安全管理の体制を整備する
- 14 大会参加を前提とする場合、各大会ごとの細則を理解し、競技役員や審判など運営上必要な事項に協力する
- 15 大会に参加する際には、各校の顧問の先生とも連携を図り合意形成を図る